国会公契第34号 国総公第235号 国北予第41号 令和5年2月14日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿 企 画 部 長 殿 北 海 道 開 発 局 事業振興部長 殿 国土技術政策総合研究所 総 務 部 長 殿

大臣官房 会計課長 総合政策局 公共事業企画調整課長 北海道局 予算課長 (公印省略)

「機械設備工事積算に係わる令和5年3月から適用する標準賃金について」 の運用に係る特例措置について

「機械設備工事積算に係わる令和5年3月から適用する標準賃金について」(令和5年2月14日付け国総公第232号)により令和5年3月から適用する標準賃金(以下「新労務単価」という。)が決定され、「機械設備工事積算に係わる令和4年3月から適用する標準賃金について」(令和4年2月18日付け国総公第190号)により令和4年3月から適用した標準賃金(以下「旧労務単価」という。)に比して、全職種単純平均で7.8パーセント上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)別冊工事請負契約書第62条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

(1) 令和5年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算にあたって旧労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

変更後の請負代金額 = P新×k

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ次に掲げるものとする。

P新: 新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に

相当する価格

k : 当初契約時点の落札率

(2) 令和5年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号)記1.(1)及び2.から8.まで(4.(3)を除く。)の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあっては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で、契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあっては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。